

徳島市震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱いに関する運用基準

第1 趣旨

この基準は、地震、風水害等の発生に伴い、災害応急対策のために徳島市消防局（以下「当局」という。）管内において行われる危険物の仮貯蔵・仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）に係る安全対策、手続き等について定めるものである。

第2 基準の適用

この基準は、地震、風水害等の発生に伴い、災害応急対策のために当局管内において行われる危険物の仮貯蔵等に関し、次に掲げるいずれかの場合に適用する。

- 1 当局管内において震度5強以上の地震が発生した場合
- 2 平常時と同様の運用が困難であると予防課長が認めた場合

第3 安全対策

1 共通の安全対策

(1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地の確保

危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により表1の保有空地を確保すること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。

保有空地の周囲には、柵、ロープ等を設けて明確に区画し、空地を確保すること。

表1 保有空地

区分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋外貯蔵所	6メートル以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋外貯蔵所	10メートル以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	20メートル以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	30メートル以上

(3) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所には、見やすい箇所に標識・掲示板を立て

関係者に注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器等）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。また、静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保すること。さらに、絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。）。

危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。また、作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

給油・移し替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、充填後しばらく静置すること。

第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を以下のとおり用意すること。

ア 指定数量が100倍未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種消火設備を2個以上設けること。

イ 指定数量が100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第4種消火設備を1個以上及び第5種消火設備を2個以上有効に配置すること。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者が行うこと。

危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応についてあらかじめ定めておくこと。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(1)から(10)までに示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先、調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1 に示した危険物の仮貯蔵等に際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりである。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇、直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災・流出事故発生の危険性が高まるため、厳に慎む必要があること。

ドラム缶等からの給油・小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特に、ガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。

なお、ドラム缶等から自動車にガソリン等を給油する場合、ガソリン等が満タンになったときに自動的に停止する機能がなく、さらに、給油中にガソリン等の液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリン等が給油口からあふれ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検・修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置することが必要であること。

また、危険物の流出量を小さくするために、1箇所を取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。

イ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。

エ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼれが発生するおそれがあるので、吹きこぼれ防止に細心の注意を払って給油すること。

なお、船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合もこれに準ずるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についてもあらかじめ定めておくことが必要であること。

また、震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある。）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次のカ〜ケに掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

カ 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）

キ 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万一、ガソリン等が流出した場合においても、流出したガソリン等や可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリン等を敷地外に流出させないための傾斜、排水溝及び貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）

ク 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが制限されている。さらに、震災時においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）

ケ 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時においては、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

(4) 移動タンク貯蔵所に接続した可搬式の給油設備からの給油、注油等

前(3)に例示する内容とは異なるが、第4-1-(2)-イに定める実施計画書作成例（別紙1-4）により、危険物の流出防止対策を施した場所において、可搬式の給油設備（給油設備本体及び付属する接地導線や電源ケーブル等は、給油取扱所の固定給油設備と同等の性能を有するものとして第三者機関による性能評価を受けたもの。）を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油をするものにあつては、本形態に即して必要な安全対策が講じられたものとして取り扱うものとする。

(5) ガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項については、平成25年10月3日付け消防危第171号の別紙2を参考にすること。

第4 事務手続き

震災時等における仮貯蔵等に係る承認を円滑に実施するため、事務手続きを以下のとおりとする。

1 事前の手続き

(1) 事前協議

事前に想定される仮貯蔵等の形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に当局と協議したうえで震災時等仮貯蔵・仮取扱実施計画届出書（様式第1号）（以下「実施計画届出書」という。）を作成し、提出すること。

(2) 実施計画届出書の作成に係る留意事項

ア 実施計画届出書の添付書類

実施計画届出書には、仮貯蔵等実施予定場所の付近見取図、敷地配置図、資機材配置図、使用資機材リスト等を添付すること。

なお、使用資機材リストについては、平時から用意しておくものと、震災時に手配するものを分けてリストを作成すること。

イ 平時から用意しておく資機材の例

- a 保有空地の周囲に設ける柵、ロープ等
- b 標識・掲示板
- c 流出拡散防止用シート、仮設防油堤、吸着マット
- d 日除けシート
- e アース線
- f 消火器

g 給油又は注油用ポンプ、配管、ホース等

(イ) 震災時に手配する資機材の例

a 燃料入りドラム缶

b 移動タンク貯蔵所

イ 実施計画届出書の作成

実施計画届出書は、第3に掲げる安全対策及び実施計画書作成例（別紙1 - 1～4）を参考とし、作成すること。

なお、実施計画書作成例に掲載されていないような特異な事例の仮貯蔵等については、事前に十分な協議を行う必要がある。

(3) 実施計画届出書の受付

実施計画届出書は当局予防課に正本・副本の2部を提出すること。提出された実施計画届出書で示されたとおり安全に仮貯蔵等が実施できると判断すれば、震災時等危険物仮貯蔵・仮取扱実施計画届出書受理簿（様式第2号。以下「受理簿」という。）及び震災時等仮貯蔵・仮取扱実施計画書整理票（様式第3号。以下「整理票」という。）に必要事項を記載する。実施計画届出書の副本の返却に併せて、整理票を交付するため、適切に保管しておくこと。

なお、提出された実施計画届出書の内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要である。

また、震災時等に適切に対応できるよう実施計画届出書の正本、受理簿及び整理票は、専用のファイルに編さんし、当局予防課で適正に保管しておくこと。

(4) 実施計画の見直し

(3)で提出した実施計画届出書は定期的に見直しを図り、不備がないか確認すること。

ア 点検及び訓練

1年に1回以上、資機材の点検及び資機材の配置状況の確認を兼ねた訓練を実施すること。

また、震災時等は交通状況等により直接来庁して申請することができないことも予想されるため、電話等による申請も可能とする。電話等による申請が必要となることも想定し、その申請方法についても確認しておくこと。

イ 状況確認

アにより、実施計画届出書作成時と状況に変更がないか、定期的に確認すること。

(ア) 仮貯蔵等実施予定地の近隣に建築物が建設されるなど、保有空地を確保することができなくなっていないか。

(イ) 想定していた人員で安全に取り扱うことができるか。

(ウ) 資機材に経年劣化は生じていないか。

(5) 実施計画届出書の変更・取下げ

(4)により実施計画届出書に不備がある場合は、実施計画届出書の変更手続きを行うこと。

なお、仮貯蔵等実施予定地の住所を変更する等、大幅な変更が生じた場合は実施計画書を新規に提出すると同時に、既に提出されている実施計画届出書の取下げ手続きを行うこと。

2 発災時における仮貯蔵等の手続き

(1) 口頭（電話）による仮貯蔵等の申請等

ア 電話等による仮貯蔵等の申請

実施計画届出書が当局予防課へ提出されている申請者は、電話等により仮貯蔵等の申請をすることができる。

イ 電話等による仮貯蔵等の承認

電話等による申請があれば、当局は仮貯蔵等の内容や周囲の状況について聞き取りにより確認し、仮貯蔵等の申請内容が実施計画書の内容と相違がなく、安全が確認された場合は、速やかに承認する。

この際、整理票の※2の内容も確認するため、整理票も手元に用意しておくこと。

また、後日来庁可能となった際に申請書を提出する必要があり、申請書の日付欄には口頭申請日を記入するため、整理票に口頭による申請日及び承認日を記入しておくこと。

ウ 現地調査の実施

口頭による承認後、原則消防職員が現地調査を実施し、安全性の確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。

この際に、実施計画届出書と異なった貯蔵・取扱いを行っている場合又は危険な状態であると判断した場合は、貯蔵・取扱いの中止を命令する場合がある。

エ 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の提出（事後手続き）

口頭により承認した申請者等は、後日来庁が可能となった場合、速やかに申請書（正本・副本）を各1部提出すること。この場合、申請書及び承認書の日付について、口頭による申請及び承認をした日を記入するため、口頭申請時には既に交付されている整理票にも申請日等を記入し、来庁時に持参すること。

申請書が提出されれば、当局は速やかに審査を実施し、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の副本に必要事項を記載し交付すること。

(2) 実施計画届出書と異なる場合の対応

電話による申請の内容が実施計画届出書と異なる場合、口頭により承認することができない場合があるため、実施計画届出書の内容をよく確認の上、申請すること。

- (3) 承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを当局が覚知した場合
承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施することは、危険物事故による二次災害発生の危険性が高いことから絶対に行わないこと。万一、当局が覚知した場合は、貯蔵・取扱いの中止を命令するときがある。
- (4) 実施計画届出書が提出されていない場合
実施計画届出書が提出されていない場合、原則通常の手続きを要する。(別紙2参照)

3 仮貯蔵等の繰り返し承認

仮貯蔵等が繰り返し行われることは原則認められないが、震災時等に必要と認められる場合は繰り返し承認することが可能である。このとき、次の事項に十分留意すること。

- (1) 一の承認は10日以内とし、期間の延長は認められないこと。
- (2) 仮貯蔵等が10日を超える場合、繰り返し承認が必要となるため、再度仮貯蔵等の承認申請を行うこと。
- (3) 承認期間内であっても、仮貯蔵等を行う必要がなくなった場合は速やかに危険物を除去すること。

第5 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

震災時等に危険物施設に設置された設備等が故障した場合に備えて、あらかじめ準備された停電時における非常用電源、代替機器の使用、手動機器の活用等について、事前に許可内容との整合性を図り、許可内容に内包することで消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物仮貯蔵等の承認を必要としないものがある。

ただし、許可された危険物以外の貯蔵・取扱いや、許可された内容と全く異なる設備等の利用方法は、危険物仮貯蔵等の承認が必要である。

1 許可内容への内包について

(1) 許可内容に内包可能なもの

臨時的な危険物の代替機器等を事前に変更許可申請または変更届出書(危険物規制の事務手続に関する規則様式第10号)により、許可内容に内包しておくことで、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく仮貯蔵等の承認が不要となる。

なお、危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例は次のとおり。

ア 設備等が故障した場合の代替機器の使用

イ 停電時における非常用電源、手動機器の活用等

給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプ、非常用発電機等の使用

(2) 許可内容に内包できないもの

法令上、許可施設で認められない危険物の貯蔵・取扱いであっても、震災時等の災害復旧のため臨時的に認められる場合があり、このときは仮貯蔵等の承認を必要

とする。

なお、危険物施設で臨時的な危険物の仮貯蔵等の申請が必要な例は次のとおり。

- ア 許可を受けた危険物と異なる類・品名の危険物を貯蔵又は取扱う場合
- イ 既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合
 - (ア) 屋外貯蔵所でガソリンを貯蔵
 - (イ) 給油取扱所でドラム缶より給油
 - (ウ) 給油取扱所の固定給油設備を用いて指定数量以上のガソリン及び軽油を携行缶等に注油

2 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設について、震災等発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程、これに基づくマニュアル等に規定する必要がある。また、定期的に従業員に対する教育、訓練等を実施すること。

3 発災後の対応

発災後、事業者が1によりあらかじめ取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、二次災害を防止する観点から、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用すること。

第6 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取扱う場合においては、危険物の仮貯蔵等の承認手続きは必要ないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本基準を参考に、適切に安全対策を講じること。

2 危険物の仮貯蔵等に係る手数料の免除措置等

本基準が適用された震災時等における危険物の仮貯蔵等に係る申請手数料は、申請目的、災害状況等を踏まえ、免除措置が適用される場合がある。

(別紙1 - 1～4) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書作成例

(別紙2) 震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー

(様式第1号) 震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書

(様式第2号) 震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書受理簿

(様式第3号) 震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。